

指定管理者制度の導入 (公共施設の民間委託)

総務委員会

委員長／松岡正彦
副委員長／北角正郎
委員／小林春男
高橋 守
近岡 斌

9月20日開催

主な審査の内容

- Q** 池田町公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例制定とは。
- A** 今回地方自治法の一部改正に伴い民間事業者を含めた団体に公の施設の管理運営を行わせることができる指定

付託案件

- 平成16年度
一般会計歳入歳出決算の認定
- 平成17年度
一般会計補正予算
- 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例

管理者制度の運用が開始されるため、本町も民間事業者等の能力を活用し、効果的・効率的に住民サービスの向上を図る。これらにより経費の削減を検討するため。

Q 6月の定例会で行政財産の目的外使用条例のその後は。

A 近鉄線利用者への北池野駐車場の目的外使用はあくまで有料、ただし当分の間は無料とする。

Q 今年度の税収見込みは。

A 23億から23億5千万円の見込みである。

Q 平成18年度からの宅地の路線価方式が採用されることがその進捗状況は。

A 既に連担地区は路線価方式を採用している。鑑定士が7月1日現在の評価を進めている。

Q 県の委譲事務交付金52万6千円の内容は。

A 屋外広告物の管理・浄化槽の設置届及び事務費など。



北池野駅利用者用の駐車場